七項、第四条第二項並びに第六条第一項第四号	第三条第五項第二号ロ(1)、第四条第一項第五号及び第三項第一号並びに第八条第一項	第三条第五項第四号
	国税に関する法律	事項（当該保存義務者が中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項（中小企業者の範囲及び用語の定義）に規定する小規模企業者である場合であって、ロに規定する定期的な検査を国税通則法第七十四条の九第三項第二号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する税務代理人が行うこととしているときは、イに掲げる事項を除く。）
	関税法施行令第四条の十二第四項	事項

第三条第五項第六項	第三条第五項第七号	第三条第七項	第四条第一項第二号			
国税庁長官	同号イ中「、勘定科目」とあるのは、「その他の日付」	法第六条第二項	所轄税務署長等（法第四条第一項に規定する所轄税務署長等をいう。次項、第五条第三項及び第六条において同じ。）	法第五条第一項	受けている国税関係帳簿	国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目（勘定
財務大臣	同号中「輸入の許可の年月日」とあるのは「取引年月日その他の日付」	関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第二項	関税法第七条の二第一項の承認をした税関長（第六条において「承認税関長」という。）	関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第一項	受けている関税関係帳簿	輸入の許可の年月日